IV 付録

- 〇学校図書館法
- ○学校図書館ガイドライン
- ○学習指導要領(平成29年3月告示) 学校図書館にかかわる記述(抄)
- 〇学校図書館図書標準
- 〇学校図書館適用表
- ○学校図書館図書廃棄基準

平成 28・29 年度学校図書館活用教育研究事業指定校の教職員の声

資料提供協力校一覧

学校図書館法

昭和28年8月 8日 法律第185号制定 平成27年6月24日 法律第 46号改正

平成28年4月1日 施行

(この法律の目的)

第1条

この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかん がみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条

学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条

学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導 教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当 該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条

学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条

学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、 及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条

国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の 各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、 第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和33年5月6日法律第136号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則 (昭和 41 年 6 月 30 日法律第 98 号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月11日法律第76号) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 6 月 12 日法律第 101 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の 改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344 条の規定 公布の日

附 則 (平成15年7月16日法律第一一七号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、平成16年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成 18 年 6 月 21 日法律第 80 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第2条から第14条まで及び附則第50条の規定 平成24年4月1日

附 則 (平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号)

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第 六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 27 年 6 月 24 日法律第 46 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

○ 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- o 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- o 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうること等も踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- o 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- o 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体 的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図 書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- o 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

- o 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動 を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書※1が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教論や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- o また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料(CD、DVD等)、電子資料(C D-ROM、ネットワーク情報資源(ネットワークを介して得られる情報コンテンツ)等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、 学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な 教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- o 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう 努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備※2も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- o 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内 組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学(読み物)やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- o 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

- o 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法 (NDC)により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返 却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管 理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン,書架の見出しを設置するなど,児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや,季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより,児童生徒の読書意欲の喚起,調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また,学校図書館に,模型や実物,児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

○ 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- o 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう,各学校等において,明文化された廃棄の基準を定めるとともに, 基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- o 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- o 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針※8」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- o また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割も期待されており例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- o 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校 評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校 運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況(蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等)、学校図書館の利活用の状況(授業で の活用状況、開館状況等)、児童生徒の状況(利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等)等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット(学校目線の成果)・アウトカム(児童生徒目線の成果)の観点※4から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット(施設・設備、予算、人員等)の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。
- ※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」(報告)平成26 年3月を参照。
- **※2** 著作権法(昭和45年法律第48号)第37条第3項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。
- ※3「小学校施設整備指針(平成28 年3月版)」(抜粋)

第1章 総則

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

2 情報環境の充実

(1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

5 施設のバリアフリー対応

(1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに 応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

第3章 平面計画

第2 学習関係諸室

8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的な位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。

(3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

15 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1 学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報セター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 [評価項目の例]

(アウトプット) 学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等 (アウトカム) 読書習慣の確立 (不読率の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数) 等

新学習指導要領(平成29年3月告示)における学校図書館にかかわる記述(抄)

Ė	学年・	教科等	È	学校図書館にかかわる記述(抄)
小	総	第 3	(2)	第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童(生徒)の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。
, ф	則	1	(7)	学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業 改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館 や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学 習活動を充実すること。
小低				言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする 態度を養う。
小中		第 2		言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
小高		1	(3)	言葉がもつよさを認識するとともに,進んで読書をし,国語の大切さを自覚して,思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
中1		目	(0)	言葉がもつ価値に気付くとともに,進んで読書をし,我が国の言語文化を大切にして,思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
中2		標		言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
中3	[言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
小低	国	_ ~~	(3)I	読書に親しみ、いろいろな本があることを知ること。
小中		〔 知 2	(3)1	幅広く読書に親しみ,読書が,必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。
小高		識と	(3)オ	日常的に読書に親しみ,読書が,自分の考えを広げることに役立つことに気付くこと。
中1		び2	(3)オ	読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解すること。
中2	語	技能」	(3)1	本や文章などには,様々な立場や考え方が書かれていることを知り,自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かすこと。
中3			(3)オ	自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解すること。
共通		第	C(2)	(1)に示す事項については,例えば,次のような言語活動を通して指導するものとする。
小低		断 2		学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する 活動。
小中		力 ·		学校図書館などを利用し,事典や図鑑などから情報を得て,分かったことなどをまとめて説明する活動。
小高		表容		学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。
中1		現力	ウ	学校図書館などを利用し,多様な情報を得て,考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。
中2		7 _{.)} 考 力・		本や新聞,インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明 したり提案したりする活動。
中3		判		実用的な文章を読み,実生活への生かし方を考える活動。

<u> </u>	学年・	教科等	È	学校図書館にかかわる記述(抄)			
		leder.		第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ,第3学年及び第4学年,第5学年及び 第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力,判断力,表現力等〕の「C読			
小		第 3		むこと」に関する指導については,読書意欲を高め,日常生活において読書活動を活発に行うようにすると			
			1	ともに,他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。			
		指	(6)	第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ,第2学年の内容の〔知識及び技能〕の			
中	国	導力計		(3)のエ,各学年の内容の〔思考力,判断力,表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については,様々			
	語	容画		な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書			
		の の To #				館における指導との関連を考えて行うこと。	
		取作扱成	2 (3)	第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るよう			
共通		いと		にすること。 教材は、第2の各学年の目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度を育成する			
			3 (1)	教材は、第200台学年の日標及の内容に示り貢真・能力を偏りなく養りことや読書に親しも態度を自成りる			
小 3				(前略)調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるよう			
小4		第		にする。			
小 5		2		(前略) 地図帳や地球儀, 統計などの各種の基礎的資料を通して, 情報を適切に調べまとめる技能を身に付			
小 6			1(1)	けるようにする。			
地理		1		(省略)調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。			
歴史		目標		(前略)諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。			
公民		標		(前略)諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。			
小						学校図書館や公共図書館,コンピュータなどを活用して,情報の収集やまとめなどを行うようにすること。	
/,,	社			また,全ての学年において,地図帳を活用すること。			
	会		2 (2)	情報の収集,処理や発表などに当たっては,学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに,コン			
				_ (_/	ピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し,指導に生かすことで,生徒が主体的に		
							調べ分かろうとして学習に取り組めるようにすること。その際,課題の追究や解決の見通しをもって生徒が
		第		主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。			
中		3 指 導		調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付け			
				1		၁ (၁)	る学習活動を重視するとともに,作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際, 地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たって
						2 (3)	地図や中表を読んだり作成したり、現代社会の語話題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たうでは、関連する新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、観察や調査などの過程
		内計		と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。			
		容画のの		他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、			
		取作	2 (2)	それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資			
共通	445	扱 成		質・能力を重視すること。			
	総	いと	2 (7)	第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章			
	合		2(1)	特別の教科道徳の第2に示す内容について,総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。			
\ \			2 (9)	情報に関する学習を行う際には,探究的な学習に取り組むことを通して,情報を収集・整理・発信したり,			
7,			2 (3)	情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。(後略)			
中	美		4 (1)	生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう,生徒や学校の実態に応じて,学校図書館等における鑑			
<u> </u>	術		. \±/	賞用図書,映像資料等の活用を図ること。			
	44 274		2 (3)	主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用			
小	特	学如	ウ	学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学			
	別活	級		校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。 ***********************************			
中		活動	2 (3)	社会生活,職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用 現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり,自主的に学習する場としての学校図書館等を活用			
"	中山動山		ア	現住及い付未の子首と自己美味とのうながりを考えたり、自主的に子首9 る場としての子校図青郎寺を沿用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。			
				した,しなかっ,すいこことは「ことの心我で心味してす日の元四して立て,」成り必じこ。			

学校図書館図書標準

公立義務教育書学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に 文部科学省が定めたものである。

アー小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3∼ 6	3,000+520×(学級数-2)
7~12	5,080+480×(学級数-6)
13~18	7,960+400×(学級数-6)
19~30	10,360+200×(学級数-18)
31~	12,760+120×(学級数-30)

A学級数 蔵書冊数

イ 中学校

学級数	蔵書冊数		
1~ 2	4,800		
3~ 6	4,800+640×(学級数-2)		
7 ∼ 12	7,360+560×(学級数-6)		
13~18	10,720+480×(学級数-12)		
19~30	13,600+320×(学級数-18)		
31~	17,440+160×(学級数-30)		

小中学校の学校図書館図書標準算定表

ア小学校

30

A子 秋 叙	
3	3, 520
4	4, 040
5	4, 560
6	5, 080
7	5, 560
8	6,040
9	6, 520
10	7,000
11	7, 480
12	7, 960
13	8, 360
14	8, 760
15	9, 160
16	9, 560
17	9, 960
18	10,360
19	10, 560
20	10,760
21	10,960
22	11, 160
23	11, 360
24	11, 560
25	11,760
26	11, 960
27	12, 160
28	12, 360
29	12,560

12,760

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
3	5, 440
4	6,080
5	6,720
6	7, 360
7	7, 920
8	8, 480
9	9,040
10	9,600
11	10, 160
12	10,720
13	11, 200
14	11,680
15	12, 160
16	12,640
17	13, 120
18	13,600
19	13,920
20	14,240
21	14,560
22	14,880
23	15, 200
24	15,520
25	15,840
26	16, 160
27	16,480
28	16,800
29	17, 120
30	17,440

				210	日本史	291/2	97
	島根県学校図書館			210.		wor!	各地の地理、地図、
- 9	ATDO AVE LIGHT	-+- 4-4-		210.			紀行、旅行案内
1	NDC学校図	書即	適用表	210.	4 鎌倉・宝町・安上桃山時代	291	日本の地理、紀行
1	原案:高橋元夫氏	住成 (2)	007 6 10)	210.		292	アジアの地理、紀行
1		100	ヤ学校向き適用表(案)」	210.	6 明治・大正時代	293	ヨーロッパの地理、紀行
1	accept the companies and the	restriction and		210.		294	アフリカの地理、紀行
1			官のための図書の分類法』	210.	8 平成時代	295	北アメリカ・中央アメリ
1	全国	国学校区	書館協議会 2004	211/2			方の地理、紀行
_				211	北海道地方の歴史	296	南アメリカの地理、紀行
	0. 総記		1. 哲学	212	東北地方の歴史	297	オセアニア・両極地方の
				213	関東地方の歴史		地理、紀行
002	学習法、自由研究	100	哲学、思想	214	北陸地方の歴史		事典・図鑑
007	情報科学、情報と社会	120	東洋思想	215	中部地方の歴史		
010	図書館	130	西洋思想	216	近畿地方の歴史		3. 社会科学
017	学校図書館	140	心理	217	中国地方の歴史		
020	図書・図書目録	150	道徳、倫理	218	四国地方の歴史	302	国々の事情
030	百科辞典	159	人生訓、教訓	219	九州地方の歴史	304	社会科学の評論・講演
040	随筆	160	宗教	220	アジア史	308	社会科資料
050	年鑑・逐次刊行物	164	神語	230	ヨーロッパ史	310	政治
	統計年鑑はここへ	180	仏教	240	アフリカ史	316	人権、民族問題
060	博物館	190	キリスト教	250	北アメリカ史	317	行政
070	新聞、マスコミ	193	聖書	N982500	中央アメリカ史	318	地方自治、地方行政
080	叢書、全集、		70-7 E/GSZIWV (DSS=188)	260	南アメリカ史	319	国際理解、国際協力
	シリーズもの		2. 歴史·地理	270	オセアニア史	BUDALARSON	外交,戦争と平和
090	郷土資料	SELECTION		270	南極・北極地方の歴史	320	法律
	地域に関する資料	200	歴史	280	伝記・伝記事典	330	経済
	行政資料を含む	202	考古学	288	系譜、紋章、皇室	340	財政
		203	事典・図鑑(歴史の)	289	個人の伝記	350	統計
		209	世界史	290	地理、地図、紀行	360	社会
367	家庭・男女・老人問題	440	天文、宇宙		5. 工学・工業	590	家事、家庭
	家族関係・家族問題	449	暦			594	手芸
	身を守る	450	地球科学	500	工学、技術	596	料理、食品
368	社会病理	453	地震	502	技術史	599	育児
369	福祉、ボランティア	457	古生物、化石	507	工作、発明		
	災害、災害救助	458	岩石	510	建設、土木		6. 産業
370	教育	459	鉱物	518	水道、都市計画		
378	障害のある人の暮らし	460	生物		リサイクル	600	産業
380	風俗習慣	470	植物	519	公害、環境、環境問題	602	産業史
383	外衣食住の習俗	475		520	建築	606	博覧会
385	冠婚葬祭	476	シダ植物	530	機械、乗り物	608	全集シリーズ(産業の)
386	年中行事、祭礼	477	種子植物	537	自動車	610	農業
387	民間信仰	478	裸子植物	538	航空宇宙工学、飛行機	620	過去
388	民話、伝説	479	被子植物	539	原子力	625	くだもの
389	民族	480	動物	540	電気工学	629	造圖
390	国防、軍事	483	無脊椎動物	546	裸電気鉄道	640	畜産
		574440	さんご、ミミズ	547	電気通信、電話、インタ	645	家畜、ベットの飼育
	4. 自然科学	484	軟体動物、貝類		ーネット、テレビ	649	獣医学
100	and a decision of the control of the	485	節足動物	548	情報工学、ロボット、	650	林菜
400	自然科学	486	昆虫		コンピュータ	660	水産、漁業
402	科学史	487	存推動物	550	海洋・船舶工学	670	商業、流通、貿易
403	自然科学の参考図書	488	鳥類	560	金属工学、鉱山工学	674	広告、宣伝
101	(辞書・事典等)	489	哺乳類	570	化学工業	680	交通、運輸
404	評論・講演	490	人体、医学、性の本	579	バイオテクノロジー	689	観光事業
407	研究・実験(自然科学)	496	眼科学	580	製造工業	690	通信、放送
408	叢書・全集(自然科学)	123,500,111	歯科学		家庭機器・用品、事	699	放送事業、テレビ
11000			mer bel -Fe Elli	1	務用機器・用品、紙、	1	
410	数学	498	衛星、予防			l	
11000	数字 物理 化学	499	薬学		繊維、食品などの製造 はここへ		

	7. 芸術・体育	779	大衆演芸	833	英語辞典	949	オランダ・ノルウェー
		780	体育、スポーツ	837	英語教材	is chashi	デンマーク・スウェー
700	芸術、美術	783	球技	840	ドイツ語		デンの文学
708	美術作品集	786	戸外レクリエーション	850	フランス語	950	フランス文学
	シリーズ、全集	100000000000000000000000000000000000000	登山	890	その他の言語	960	スペイン文学
709	文化財、世界遺産	787	釣り	0.0000		970	イタリア文学
710	彫刻	788	相撲、拳閥		9. 文 学	980	ロシア文学
720	絵画	789	武術			990	その他の言語の文学
721	日本画	790	諸芸、娯楽	900	文学		
726	漫画、挿絵	798	室内娯楽	902	文学史		
727	グラフィックデザイン	-		908	児童文学研究		
	区案	1	8. 言語	910	日本文学		
728	書道	1		911	詩歌、和歌、俳句等		
730	版画	800	言語、語学	912	戯曲		
740	写真	807	ことば遊び	Thistopia	上演のための脚本は770へ		
749	印刷	809	話し方	913	小説、物語		
750	工芸	810	日本語	914	随筆、エッセイ		
754	木材工芸、折り紙	811	文字	915	日記、紀行		
757	デザイン、色彩	812	語源、語義	916	記録、手記		
759	人形、玩具	813	辞典(国語・漢和辞典等)	918	物語シリーズ、作品集		
760	音楽	814	語彙	(5-5-6)	こわい話、ミステリー		
762	音楽史	815	文法、語法	920	中国文学		
763	楽器、器楽	816	作文、文体	923	中国の物語・小説		
768	邦楽	818	方言	929	その他のアジアの文学		
769	舞踊、バレエ	819	ことわざ	930	イギリス・アメリカの		
770	演劇	820	中国語		文学		
775	学校劇	829	ハンゲル	940	ドイツ文学		
777	人形劇		アジアの言語				
778	映画	830	英語				

学校図書館図書廃棄規準

1993年1月15日 制定全国学校図書館協議会

学校図書館の設置目的は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することにある。この目的を達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料を質量ともに整備しておかなければならない。学校図書館の資料は図書資料をはじめ多種多様な資料群にわたるが、とりわけ図書資料は資料群の中核を成すものである。したがって、学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならない。蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。

この規準は、学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。

- Ⅰ 一般規準 次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。
- 1. 形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の 失われた図書。
- 2. 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- 3. 刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
- 4. 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
- **Ⅲ 種別規準** 次の種別に属する図書は、一般規準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。
- 1. 百科事典・専門事典
 - 1) 刊行後10年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。
- 2. ハンドブック・要覧
 - 1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
- 3. 伝記
 - 1) 新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。
- 4. 地図帳
 - 1) 刊行後5年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。
 - 2) 歴史地図帳は、刊行後10年を経ているもので、歴史学研究の成果がとりいれられていない図書。
- 5. 旅行案内書
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 6. 地誌
 - 1) 刊行後5年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

7. 法律書·法令書

1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

8. 人権関係書

1) 記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。

9. 政党関係書

1) 刊行後3年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。

10. 時事問題関係書

1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

11. 学習参考書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。
- 2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

12. 就職・受験内容書

1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

13. 技術書·実験書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。
- 2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

14. 公害・環境問題関係書

1) 刊行後5年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。

15. 料理·服飾関係書

1) 刊行後3年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。

16. スポーツ関係書

1) 刊行後5年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない 図書。

17. 辞典

1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

18. 翻訳書·翻案書·抄訳書

- 1) 刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。
- 2) より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。

Ⅲ 廃棄の対象としない図書 次の図書は原則として廃棄の対象としない。

1) 年鑑 2) 白書 3) 郷土資料 4) 貴重書

≪運用上の留意事項≫

- I 図書の廃棄にあたっては、校内に「図書廃棄委員会」を設置し組織的に対処する。各教科担 当教員の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行うことが望ま しい。
- Ⅱ 備品図書の廃棄は、学校設置者が定める条例・規則等にしたがって行う。

平成 28・29 年度 学校図書館活用教育研究事業指定校の教職員の声

教職員の変容

- ・授業公開を通し、「児童につけたい力は何か」を共に考えることができ、どのような学び方を身につけたいかを大切にして授業に臨むようになった。
- ・スキル表や単元配当表の見直しを行うことで、教職員の理解や意識が高まった。
- ・年間指導計画に従って、学級担任から学校図書館の活用の要望が増え、学校全体に図書館を活用した学習スタイルが根付いてきた。
- ・最初は不安の声が多かったが、教職員全員で実践を重ねることを通して、児童の情報活用能力を高めるためには、図書館を活用する便利さを感じ、抵抗感も軽減し、何より、教職員の図書館活用に対する関心が高まった。
- ・最初は、担任、司書教諭、学校司書が協働して行う授業を多く取り入れたが、次第に、担任のみでも図書館を活用する授業が増えてきた。
- ・研修により、授業における図書館の活用や思考ツールへの理解が深まり、実践も増えた。
- ・担任が学校司書や司書教諭と連携することで、負担感が減り、個別の対応もできるようになったと 同時に、教科のねらい達成に迫ることができた。
- ・「年間指導計画」や「情報活用スキル系統表」を見直し、図書館を活用した授業を計画的・積極的に取り入れることで、児童に、調べ学習の過程で必要な情報活用スキルを、系統的に身に付けさせることができた。
- ・国語科で学んだ情報活用スキルを、他の教科で活用するようになった。
- ・学校司書や司書教諭と連携することのよさが認識され、積極的に活用するようになった。
- ・国語の「話す・聞く」分野を大切にすることが、総合的な学習の時間に大きく繋がると実感。
- ・教員アンケートの、「全体が同じ考えで図書館活用教育に取り組めた」「授業づくりに、司書教諭や学校司書が入ることで、情報リテラシーを伸ばすことにつながった」「授業研究を通して、図書館活用のよさを感じることができた」の項目に対して、肯定的な回答が100%になった。
- ・様々な教科で、学校図書館を活用した授業について、研究することができた。
- ・図書館活用の研修を通して、教職員に図書館を活用することのメリットが理解され、どの教科でも、 子どもたちの資質・能力の育成のために、図書館を授業で活用するようになった。
- ・小学校と中学校が連携することによって、同一の情報スキル体系表に基づき、9年間の見通しをもって取り組むことができ、小学校での指導を中学校でも生かすことができた。

児童・生徒の変容

- ・「図書館は調べる場所でもある」という意識が、児童の中に定着してきて、休憩時間に自主的に調べ に来る姿が見られるようになった。
- ・思考ツールや付箋の使い方の指導も行ったことで、低学年も情報の整理がスムースにできた。

- ・必要な情報源を選択したり、収集した情報をまとめたりする力が、児童についてきた。
- 課題設定のための思考ツールの活用が有効かつ定着してきた。
- おすすめの本のレベルの幅を広げたことで、不読傾向の児童の読書意欲の向上につながった。
- ・4年生以上での調べ学習では、情報カードを使うようにし、書き方が定着してきた。
- ・「本、図書館が好き」「調べる勉強が好き」「調べたいテーマを自分で決められる」「必要なことを情報カードに書ける」「調べたことから、必要なことを選び、まとめられる」と答えた児童の割合が、最初7割前後だったのが、9割前後に増えた。
- ・児童の、調べ学習に対する意欲が増した。
- ・学年に応じた工夫により、本や資料からの情報収集能力が身についてきた。
- ・グループ活動で、付箋を用いた情報の可視化や操作化により、思考を深めることができた。
- ・収集した情報を、整理・分析し、まとめるためのツール(情報カードやチャートなど)を積極的に 活用するようになった。
- ・思考ツールを活用することで、高学年では、司会や記録、などの役割分担をし、児童だけで話し合いができるようになった。
- ・図書館活用教育のベースとなる読書指導にも力を入れた結果、進んで図書館に行く児童が、前年度より14%増加した。
- ・情報活用スキルの指導が確実に実施でき、低学年から継続して取り組むようにした結果、各教科で の調べ学習が上手にできるようになってきた。
- ・図書資料を使って調べることが日常的に行われ、上の学年になるにつれ、当たり前のこととしてと らえていて、意欲的に図書資料を使う姿が多くみられるようになった。
- ・図書館での授業を行うことで、図書館への親しみを持つ生徒が増え、貸出増加にもつながっているように感じる。

学校司書との関わり

- ・学校司書が、必要な資料の取り寄せや他校との情報交換をしてくれたので、スムースに調べ学習が できた。
- ・学校司書の存在により、本の選定の相談や資料収集ができるようになり、調べ学習が充実してきた。
- 学校図書館を活用し、学校司書との連携により、深い学びにつながった。
- ・前年度の資料リストをもとに、学校司書と司書教諭、担任が、ねらいに迫れる図書であるかどうか という視点で見直すことが増えたことで、充実した資料リストが作成できた。
- ・ICT の環境整備が不十分な中、調べ学習のための図書資料の選定や収集を充実させてくれた学校司書の役割と存在は大きかった。
- ・これまでの町探検で作成した地域資料の活用方法や、今後の学習につなげるための地域資料の作成 について検討することができた。
- ・読書指導にも力を入れ、多くの本との出合いを持ってもらうため、並行読書用の図書のさらなる充実を目指し、3 者での話し合いの時間を多く持てた。

実践事例、資料提供 協力校

平成 26 • 27 年度、平成 28 • 29 年度

学校図書館活用教育研究事業指定校一覧

<小学校> 出雲市立今市小学校

出雲市立西野小学校

出雲市立北陽小学校

雲南市立佐世小学校

大田市立五十猛小学校

大田市立大田小学校

大田市立仁摩小学校

隠岐の島町立西郷小学校

益田市立高津小学校

益田市立西益田小学校

松江市立意東小学校

松江市立竹矢小学校

松江市立法吉小学校

安来市立社日小学校

安来市立十神小学校

安来市立母里小学校

16 校

<中学校> 雲南市立加茂中学校

大田市立第二中学校

益田市立高津中学校

松江市立東出雲中学校

安来市立広瀬中学校

5 校

(五十音順)



学校図書館活用教育実践事例集

~平成26·27年度 平成28·29年度 学校図書館活用教育研究事業の成果から~

> 2019 年 3 月 第 1 版 発行 島根県教育庁教育指導課